

令和6年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和6年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務

2 業務の目的

札幌市では、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在期間の長期化により、冬期の観光消費拡大を図ることを目指し、「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略」を策定し、スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立を目指している。

スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立に向けて、①スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実、②インバウンドを始めとした観光客が札幌のスノーリゾートを快適に楽しむための情報発信やサービスの充実、③インバウンドを呼び込むためのプロモーションの充実が必要であると考えている。

本業務は、市内6スキー場来場者の状況を把握するとともに、上記①②③に記載した取組を具体的に進めていくために必要な調査・分析を行い、今後の各取組の方向性などを明らかにすることを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 公開日

令和6年（2024年）10月10日（木）

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

4 予算規模（契約限度額）

18,720,350 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。なお、仕様書の内容は契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を盛り込み、別紙仕様書に記載の内容を満たす提案をすること。仕様書に記載の実施すべき内容と同等以上の成果を得られる場合は、調査項目等を一部変更した提案も認める。

(1) 業務全体の運営

本業務全体の打ち合わせや内容等も含めたスケジュール及び業務の実施に必要な経費の総額、内訳を明らかにした見積を示すこと。

(2) 仕様書 4 (1) に関する提案

「市内 6 スキー場基礎調査」について、ア(ア)～(シ)に関する具体的な調査内容（調査手法、サンプル数、調査時期、調査回数など）及び調査結果のまとめイメージ等を提案すること。

ア(ア)～(シ)以外の調査項目で、札幌市のスノーリゾート推進にとって有益であり、本業務の中で実施できるものがある場合は、その調査項目、具体的な調査内容（調査手法、サンプル数、調査時期、調査回数など）及び調査結果のまとめイメージ等を提案すること。

市内 6 スキー場来場者のインバウンド比率について、算出の方法やどのようなインバウンド比率を算出するのか（国別の比率を出すなど）等を提案すること。

(3) 仕様書 4 (2) (3) (4) に関する調査・検討の提案

「スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実に向けた調査・検討」、「快適に楽しむための情報発信やサービスの充実に関する調査・検討」及び「海外に向けたプロモーションに関する調査・検討」について、実施を想定している調査内容を提案するとともに、現時点の仮説に基づく今後の取組の方向性を示した上で具体的な取組内容を提案し、想定される成果物の内容を示すこと。

(4) 過去の業務実績・適正な実施体制

類似業務の実績及び業務の執行体制を示すこと。

7 参加資格要件

次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものではないこと。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局長理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員が同時に参加していないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和6年10月10日(木)
質問受付期限	令和6年10月22日(火)12時必着
参加意向申出書及び企画提案書等提出期限	令和6年11月5日(火)12時必着
選定委員会(ヒアリング)	令和6年11月13日(水)【予定】
提案者への選定結果の通知	令和6年11月中旬
契約締結	令和6年11月下旬

(2) 提出書類

下記の提出書類を、令和6年11月5日(火)12時までに、札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課へ持参または郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない。

- ア 参加意向申出書(様式1) 1部
- イ 企画提案書及び見積書(様式自由、A4、両面使用)
 - ・正本(表紙に提案者の団体名称を記載したもの) 1部
 - ・副本(提案者の団体名称が記載されていないもの) 9部
- ウ 上記アイのPDFデータ(CDまたはDVD) 1部

(3) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期するため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。
- キ 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うに当たり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和6年10月22日(火)12時必着

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、令和6年10月25日(金)までに質問・回答の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【令和6年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務】質問書」とする。

9 選定方法

令和6年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、25分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答10分）を予定しており、順次個別に行うものとする。

ウ 事前に提出した企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は原則認めない。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 合計評価点の最低基準点を60点（満点の6割）と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

エ 提案者が1者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有するこ

ととなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

17 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 戸田・内潟
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階
電 話 011-211-2376
F A X 011-218-5129
メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
業務全体の遂行能力	● 業務全体のスケジュールが、業務目的に即した十分な効果が期待でき、確実に遂行可能と判断できる内容となっているか。 ● 提案内容に対して積算額が妥当であるか。	2	10
市内6スキー場基礎調査の評価	● 調査項目や具体的な調査内容(調査手法、サンプル数、調査時期、調査回数等)、調査結果のまとめイメージ等は、本業務の目的を達成するのに十分なものか。	2	10
	● インバウンド比率の算出方法は適切で、詳しい内容が分かるものになっているか。	2	10
スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実に向けた調査・検討	● 調査内容は適当であるか。 ● 現時点の仮説に基づく今後の取組の方向性や具体的な取組内容案、想定される成果物の内容が、本業務の目的を達成するのに十分なものとなっているか。	4	20
快適に楽しむための情報発信やサービスの充実に関する調査・検討の評価	● 調査内容は適当であるか。 ● 現時点の仮説に基づく今後の取組の方向性や具体的な取組内容案、想定される成果物の内容が、本業務の目的を達成するのに十分なものとなっているか。	4	20
海外に向けたプロモーションに関する調査・検討の評価	● 調査内容は適当であるか。 ● 現時点の仮説に基づく今後の取組の方向性や具体的な取組内容案、想定される成果物の内容が、本業務の目的を達成するのに十分なものとなっているか。	4	20
過去の業務実績・適正な実施体制	● 過去に同様の業務に取り組んだ経験があり、業務の目的に即した迅速かつ円滑に進められる執行体制となっているか。	2	10
合計			100